

動物は責任を持って飼育しましょう

環境衛生課 環境衛生係 (Tel64-1521)

昨年、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物の不適切な取り扱いへの対応の強化が図られています。飼い主は、動物の種類や習性に応じて最後まで適正に飼養するとともに、糞尿や鳴き声などで人に迷惑をかけるないように努めなければなりません。人と動物とが共に生きる社会のために、ご理解・ご協力をお願いします。

動物虐待(動物を「殺す、傷つける、捨てる、世話を怠ること」は犯罪です)

昨年の法改正で、動物虐待に対する罰則が強化されています。

●愛護動物を殺傷した場合

↓5年以下の懲役

または500万円以下の罰金

●愛護動物を虐待・遺棄した場合

↓1年以下の懲役

または100万円以下の罰金

*愛護動物とは...

①牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる

②①の動物以外で、人に飼われている哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物

※実験動物や、産業動物を含みます。



動物虐待の例

積極的(意図的)虐待	ネグレクト
<ul style="list-style-type: none"> やっつけ、行わせない行為を行う、行わせる 殴る、蹴る、熱湯をかける、暴力を加える、酷使する など 身体に外傷が生じる恐れのある行為だけでなく、心理的抑圧、恐怖を与える行為も含む 	<ul style="list-style-type: none"> やらなければならぬ行為をやらぬ 健康管理をしないで放置する 病気を放置する 世話をしないで放置する など

※動物虐待を見つけたら、警察署へ連絡してください。

猫の飼い主のみなさんへ

▽猫は室内で飼いましょう

上下運動のできる高さを工夫するなど、飼い主が環境を整え、十分な愛情をかけることもに不妊・去勢手術をすることで、猫はストレスなく室内で暮らせる動物です。放し飼いをすると、他の猫とケンカをしてケガをしたり、病気をもらったりして寿命が短くなります。また、他人の敷地内に侵入して迷惑をかけることとなります。

▽不妊・去勢手術

猫は年に2、3回出産します。責任を持って子猫を生ませるのでなければ、不妊・去勢手術をして過剰繁殖を防ぎましょう。

▽迷子札をつけましょう

保護収容される猫の大半は飼い主が判明していません。飼い猫に責任を持つためにも、迷子札を付けるようにお願いします。

犬の飼い主のみなさんへ

▽放し飼いは禁止です

よくしつけられた犬や小さな犬であっても「犬が苦手」、「犬が怖い」と思う人がいます。散歩は犬を制御できる人が行い、必ずリードをつけましょう。また、犬のつっさの行動に対応できるように、リードは短めに持ち、首輪が抜けないように指が2本入るサイズに調整しましょう。



▽人に危害を加えないよう、適切に管理しましょう

県内では、過去に大型犬による痛ましい死亡事故が発生しています。飼い主にどんなになついても、何かの拍子で興奮して人に襲いかかることがあります。

このような事故を未然に防止するため、犬のけい留器具(首輪、リード、鎖など)や、おりの飼養施設の点検を定期的に行うようお願いいたします。また、犬種の特性にに応じて毎日長めに散歩するなど、注意が必要です。逃げたときや、迷子になってしまったときに備えて、所有者の明示と関係機関への通報ができるよう対策して下さい。

飼い主の連絡先を明示し、いなくなったらすぐ連絡を

飼っている犬や猫がいなくなったときに、登録鑑札、迷子札(飼い主連絡先を表示)、マイクログリップなどを付けていれば、保健所に収容されても、飼い主の元へ戻ることができます。保健所での収容期間は1週間です。そのうち戻ってくるに待つのではなく、いなくなったらすぐに届け出ましょう。

■届け出先

▽市役所環境衛生課

(Tel64・1521)

▽柳川警察署

(Tel74・0110)

▽南筑後

保健福祉環境事務所

(Tel72・2163)



▲鑑札などをつけましょう

▽ふんや尿などの悪臭、鳴き声、ノミ・ダニの発生など、さまざまな迷惑を周囲に及ぼし、嫌われる存在になってしまいます。

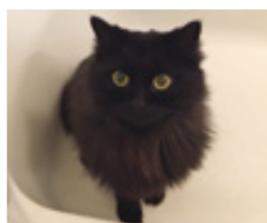
▽繁殖を繰り返し、結果的に、飼い主のいない不幸な猫(野良猫)が増えることとなります。

新しい飼い主を待っている

犬と猫がいます

捨てられたり、迷子になって保健所に収容されたあと、動物愛護団体などに保護されている犬や猫たちを保護犬、保護猫といえます。

保護犬、保護猫に関心をお持ちの人や、家庭に迎えることを検討している人は、県に登録している譲受団体ホームページをご覧ください。



県登録譲受団体

「TEAM SAKURA」

南筑後地域などで活動しています。詳しくはホームページをご覧ください。

<https://team-sakura.jindofree.com/>

※譲渡条件、医療費負担金があります。※当日の引き渡しはできません。

STOP滞納! 12月は「県下一斉徴収月間」です

税務課 収納係 (Tel64-1537)

福岡県および県内市町村では、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけています。

この期間は、滞納者に対する催告の強化、捜索や差押、タイヤロックなどの滞納処分の強化といったさまざまな徴収対策に取り組みます。この機会に、納め忘れの税金がないか確認しましょう。

※納税に関する問い合わせは、税金の種類によって窓口が違います。納税通知書などをご確認ください。

市の取り組み

一斉催告、捜索・差押など滞納処分の強化



タイヤロック

忘れていませんか、「納税」を。

